

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
菅原建設株式会社	茨城県水戸市白梅一丁目2番33号	383

2 指名停止措置期間                      平成26年11月21日～平成26年12月4日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

菅原建設株式会社は、平成26年8月25日、茨城港湾事務所発注の「防波堤（沖）上部工工事（その1）」において、安全管理措置の不適切により、工事関係者が足場（高さ3m）から転落し、重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の重傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表第1第8号に該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）